六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
姫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地並びに標柱八号から十一号までを順次結んだ線及び標柱八号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県糸魚川市大字大所字牧山
九八九番六　一号、二号及び七号
九八九番四八七　三号
九八九番四八七地先道路敷　四号
九八九番六五九　五号
九八九番三二六　六号
九八九番五　八号及び十一号
九八九番三五九　九号及び十号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
正沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と二十号を結んだ線から奈川合流点までの区間の正沢の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（昭和三十七年建設省告示第千九百二十六号で指定した土地の区域を除く。）
長野県松本市奈川
二一二二番二　一号
二一二二番一四　二号から十三号
二一二二番二一　十四号
二一二二番二二　十五号
一九五三番一三　十六号から二十号

○国土交通省告示第九百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。
平成二十四年八月三十日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一、調査の種類　都市部官民境界基本調査
二、調査を実施する者の名称　国土交通省
三、調査地域
茨城県　古河市
栃木県　下野市
千葉県　流山市
東京都　三鷹市
神奈川県　横浜市
神奈川県　横須賀市
神奈川県　伊勢原市
神奈川県　大和市
神奈川県　秦野市
神奈川県　松田町
神奈川県　平塚市
神奈川県　藤沢市
富山県　高岡市
長野県　須坂市
岐阜県　岐阜市
岐阜県　羽島市
静岡県　静岡市
静岡県　熱海市
静岡県　沼津市
静岡県　富士市
静岡県　伊豆の国市
愛知県　名古屋市
愛知県　みよし市
愛知県　半田市
三重県　桑名市
三重県　津市
三重県　伊勢市
三重県　鈴鹿市
三重県　明和町
三重県　鳥羽市
三重県　玉城町
三重県　紀北町
三重県　名張市
滋賀県　草津市
滋賀県　大津市
大阪府　大阪市
大阪府　堺市
大阪府　高槻市
大阪府　河内長野市
大阪府　藤井寺市
大阪府　豊中市
兵庫県　芦屋市
徳島県　徳島市
高知県　土佐市
大分県　津久見市
四、調査期間
平成二十四年及び平成二十五年
（ただし、神奈川県横須賀市、神奈川県伊勢原市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、三重県津市、三重県鈴鹿市、三重県大津市、大阪府堺市、大阪府高槻市、大阪府藤井寺市、大阪府豊中市については、平成二十二年～平成二十五年）
（ただし、神奈川県大和市、神奈川県秦野市、静岡県富士市、静岡県沼津市、静岡県伊豆の国市、愛知県名古屋市、三重県桑名市、三重県伊勢市、大阪府大阪市、大阪府河内長野市については、平成二十三年～平成二十五年）

○国土交通省告示第九百三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。
平成二十四年八月三十日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一、調査の種類　山村境界基本調査
二、調査を実施する者の名称　国土交通省
三、調査地域
埼玉県　小川町
静岡県　三島市
兵庫県　南あわじ市
徳島県　三好市
徳島県　那賀町
大分県　津久見市
四、調査期間
平成二十四年及び平成二十五年
（ただし、埼玉県小川町については、平成二十二年～平成二十五年）
（ただし、静岡県三島市、徳島県三好市、徳島県那賀町、大分県津久見市については、平成二十三年～平成二十五年）

○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、次の登録研修機関から研修業務の全部を廃止することについて次のとおり届出があったため、同法第十二条の二十八第三号の規定により公示する。
平成二十四年八月三十日
観光庁長官　井手　憲文
一　登録年月日　平成二十二年六月二十三日
二　登録番号　第二十九号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社ＪＴＢ沖縄
四　住所　沖縄県那覇市おもろまち四丁目十九番三十号
五　研修業務を行う事務所の所在地　沖縄県那覇市おもろまち四丁目十九番三十号
六　法人にあってはその代表者の氏名　宮島　潤一
七　失効年月日　平成二十四年八月十七日

○海上保安庁告示第二百四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十四年八月三十日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三二度三〇分、北緯三三度四〇分、東経一三四度一〇分、東経一三六度五〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）
ロ　期間　平成二十四年九月三日から平成二十四年九月三十日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　四管区水路通報第三十三号（平成二十四年八月二十一日発行）、五管区水路通報第三十三号（平成二十四年八月二十四日発行）

○海上保安庁告示第二百五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十四年八月三十日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯四〇度五〇分東経一四三度五五分、北緯四〇度五〇分東経一四四度一〇分、北緯三八度四二分東経一四五度五分、北緯三六度東経一四二度四五分、北緯三六度東経一四一度五八分、北緯三六度三八分東経一四一度五五分の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十四年九月三日から平成二十四年十月七日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第三十二号（平成二十四年八月十七日発行）